

# 労務 ROAD

## ■行き過ぎた減給制裁にご注意ください！

大分県で製造業を営む(有)津留機工の代表取締役は平成 30 年 6 月 11 日、労働者 1 人の 5 月分の賃金のうち 10 万円を控除しました。理由は同社の安全対策ルールを守らなかったことに対する制裁ということです。これに対し、大分労働基準監督署は法が定める限度を超える減給制裁をしたとして、労働基準法第 91 条(制裁規定の制限)違反の疑いで大分地検に書類送検しました。

### 労働基準法 第 91 条

就業規則で、労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、1 回の額が平均賃金の 1 日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の 10 分の 1 を超えてはならない。

#### 〈ポイント〉

- ・同社は労働者数 10 人未満の事業場で、就業規則の策定・届出義務はなく、策定もしていなかった。
- ・就業規則や内規による明文の規定はなかったが、同社にはルール違反に対して減給制裁を課す慣行があり、その点を重視した。(大分労基署)

★減給だけでなく、従業員への制裁は就業規則に定めがある場合であっても慎重に行う必要があります。実施前に必ずご相談ください。

【労働新聞 より】

## ■コロナ休業支援金・給付金の申請期限の見直しについて

まず、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して支給されるものです。

その新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請期限が下図の通り変更されました。

【対象休業期間の延長及び申請期限の見直しの内容】

休業した期間	申請期限	
	旧	新
4月	令和2年9月30日(水)	令和2年12月31日(木)
5月		
6月		
7月		
8月	令和2年11月30日(月)	令和3年3月31日(水)
9月		
10月		
11月	-	令和3年3月31日(水)
12月		

※ 申請開始日は休業した期間の翌月初日からとなります。  
(例：9月の休業であれば10月1日から申請可能)

【厚生労働省 より】 p.

VOL.716  
(2010—1)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056  
大阪府中央区久太郎町  
1-9-26 船場 IS ビル 5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
HP: <https://k-s-j.net/>  
編集担当：君野・木下・黒瀬

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6264-6543 まで！

早くも 10 月で今年ももう二ヶ月になりました。

今年の 10 月からはビールと日本酒の税額が下がって、今後ビールの税額は段階的に第三のビールと同じ税額になるようです。仕事終わりにも第三のビールではなくビールを買える日が来ればうれしいですね。(木下)

### 10 月 労務スケジュール

- ・ 9 月分の社会保険料納付
- ・ 延納をした場合の労働保険料(第 2 期)の納付
- ・ 7~9 月分の労働者死傷病報告の提出  
(10/1~10/31)

#### 【問い合わせ先】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター  
電話 0120-221-276  
月~金 8:30~20:00  
/ 土日祝 8:30~17:15